

資料1 西条市総合計画審議会条例

平成17年3月30日

条例第8号

改正 平成25年6月24日条例第31号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、西条市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、西条市総合計画(以下「計画」という。)に関する必要な事項について、調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員若干人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の役員
- (2) 学識経験のある者
- (3) その他市長が適当と認める者

(平25条例31・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画決定の日までとする。ただし、職名により選ばれた委員は、それぞれの職名の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、計画策定業務担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月24日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 西条市総合計画審議会委員名簿

氏名	団体名・役職名	正副会長
石川 季代乃	社会保険労務士	副会長
一色 政人	西条市PTA連合会 監事	
伊藤 彰浩	西条市中学校校長会 会長（西条北中学校 校長）	
伊藤 康雄	いしづち森林組合 代表理事組合長	
内田 伸	一般社団法人西条市医師会 会長	
江原 哲治	西条市老人クラブ連合会 会長	
越智 敬一	東予園芸農業協同組合 代表理事組合長	
加藤 尚	西条市農業協同組合 代表理事組合長	
兼頭 昭義	一般社団法人西条青年会議所 直前理事長	
木村 真二	ひうち立地企業連絡協議会 会長	
黒河 紘一郎	西条市防災士連絡協議会 会長	
近藤 勝志	西条市文化協会 会長	
佐伯 由貴恵	社会福祉法人西条市社会福祉協議会 理事	
佐々木 睦美	いただきますしえ。実行委員会代表	
白石 岳	西条地域労働者福祉協議会 事務局長	
白川 敦子	西条市保育協議会 会長	
関野 邦夫	一般社団法人西条市観光物産協会 会長	
高橋 典正	西条市連合自治会 会長	
田邊 重義	公益財団法人西条市スポーツ協会 会長	
（田邊 重義）	西条市教育委員会 教育委員	
谷口 晃	西条市小学校校長会 会長（多賀小学校 校長）	
徳永 米子	西条市連合婦人会 会長	
年森 恭子	西条市環境審議会 副会長	
戸田 聖子	NPO法人西条まちづくり応援団 理事長	
（戸田 聖子）	西条市男女共同参画推進会議 委員	
二瓶 大介	株式会社伊予銀行西条支店 支店長	
野島 貴子	西条里山活動隊 代表	
藤田 一也	西条市水産振興対策協議会 会長	
星加 隆夫	西条商工会議所 会頭	会長
（星加 隆夫）	一般社団法人愛媛県建設業協会西条支部 支部長	
萬條 裕	西条市消防団 団長	
森本 哲夫	愛媛大学地域協働センター西条 教授	
山内 謙治	周桑農業協同組合 代表理事組合長	
山内 政志	株式会社PENTA FARM 代表取締役	
山本 貴仁	NPO法人西条自然学校 理事長	
吉田 早苗	西条市愛護班連絡協議会 副会長	
吉野内 浩志	市内高等学校 代表（東予高校 校長）	
渡部 俊彦	株式会社愛媛銀行西条支店 支店長	
渡部 英志	周桑商工会 会長	

（五十音順・敬称略）

付属資料

資料3 諮問書

西政第153号
令和元年7月19日

西条市総合計画審議会会長 殿

西条市長 玉井 敏久

第2期西条市総合計画等の見直しについて（諮問）

西条市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第2期西条市総合計画等の見直しについて、貴審議会の意見を求めます。

資料4 答申書

令和2年2月12日

西条市長 玉井 敏久 殿

西条市総合計画審議会
会長 星加 隆夫

第2期西条市総合計画等の見直しについて（答申）

令和元年7月19日付け西政第153号で諮問のあったこのことについて、当審議会において慎重に審議した結果、別添のとおりとしましたので答申します。

なお、審議過程における意見等に十分留意のうえ、将来都市像「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」の実現に向け、取り組まれるよう要望します。

資料5 策定経過

西条市の未来予想と施策の方向性に関する調査研究

■調査研究期間 平成30年度

■調査研究の目的

西条市自治政策研究所において、本計画で使用した「人口推計と未来予想」に関する調査研究を実施

まちづくり市民アンケート調査

■調査期間 令和元年6月

■調査の目的

本計画を策定するにあたり、市民の意見を将来のまちづくりの方向性に反映させることを目的として実施

■対象者 令和元年5月30日現在で本市に住民登録をしている15歳以上の方（無作為抽出）5,000人

■回収状況

最終配布数は4,977通（宛先不明23通）であり、そのうち回収した調査票は1,984通、最終回収率は39.86%

第1回総合計画審議会

■開催日 令和元年7月19日（金）

■開催場所

市役所本庁5階大会議室

■審議内容

- （1）第2期西条市総合計画等の見直しに係る経緯について
- （2）第2期西条市総合計画等の実施状況について
- （3）西条市の人口をめぐる動向と未来予想について
- （4）まちづくりに関する市民アンケート調査の結果（速報）について
- （5）第2期西条市総合計画等見直しの方向性について



市長から星加会長へ諮問

第2回総合計画審議会

■開催日 令和元年10月9日（水）

■開催場所

市役所本庁5階大会議室

■審議内容

- （1）施策体系・指標体系について

■施策体系・指標体系に対する審議会委員からの意見

72件



分科会ごとに施策体系・指標体系を審議

第3回総合計画審議会

- **開催日** 令和元年11月28日(木)～12月11日(水)
- **審議方法** 持ち回り書面による
- **審議内容**
 - (1) 計画本文について
 - (2) 意見に対する修正対応について
- **計画本文に対する審議会委員からの意見** 11件

パブリックコメント

- **意見募集期間** 令和元年12月25日(水)～令和2年1月24日(金)
- **案件名**

「第2期西条市総合計画後期基本計画(第2期西条市まち・ひと・しごと創生総合戦略)(案)」に対する意見公募
- **縦覧場所** 市ホームページ、本庁政策企画課、各総合支所総務課、各公民館
- **計画本文に対する市民からの意見** なし

第4回総合計画審議会

- **開催日**

令和2年2月12日(水)
- **開催場所**

市役所本庁5階大会議室
- **審議内容**
 - (1) 答申案について
- **答申案に対する審議会委員からの意見**

なし



答申案を審議



審議会終了後、星加会長と石川副会長から市長へ答申

資料6 関連する地域再生計画

※ 令和2年1月時点で認定されている計画で、令和2年度以降を計画期間に含む計画

市単独の計画

◎ 海拔0m から 1,982mの雄大な自然環境フィールドを活用したアウトドア活動促進による地域活性化計画（平成30年3月計画認定）

■ 地域再生計画の作成主体：西条市

■ 計画の概要

西条市においてアウトドア活動促進による地域活性化を図る中、不足している情報発信及び利便性の向上にあたり、情報収集、アウトドア講習、用品レンタル等が可能な拠点施設の整備を図るものである。

併せて、道の駅となっていることもあり、地域の食について発信を行っていくための整備を行う。

数値目標

	事業開始前	H30年度 増加分 1年目	R1年度 増加分 2年目	R2年度 増加分 3年目	R3年度 増加分 4年目	R4年度 増加分 5年目	KPI 増加分の 累計
オアシス館内での 売上額（レンタル・講 習・物販等売上額） 【千円】	81	0	15,000	10,000	8,000	6,919	39,919
おあしす市場での 域農産品等 売上額 【千円】	35,000	0	2,000	2,000	1,500	1,500	7,000
石鎚山ハイウェイ オアシスにおける 就業者数 【人】	5	0	9	2	2	2	15

広域連携による計画

◎四国西部エリア戦略型観光サービス創出事業（平成30年8月計画認定）

■地域再生計画の作成主体：西条市・久万高原町・高知県のいの町・高知県大川村

■計画の概要

石鎚山系エリアが有する各種資源群のポテンシャルを最大限に引き出し、県域を越えた4市町村の連携の下、「浄化・癒し」をコンセプトに、「国内外の富裕層」をターゲットとし、高い訴求力を持った集客コンテンツに昇華させ、商品を自ら販売する機能を有する地域観光サービス統括会社「(株)四国西部DMC」(仮称)を設立する。このDMCは、地域の収益力向上に比例してDMCの収益力向上をもたらすビジネスモデルを確立することにより、地域にその収益を還流させ、地域の観光サービス産業の拡大と新たな雇用の創出を図る。

数値目標

	事業開始前	H30年度増加分 1年目	R1年度増加分 2年目	R2年度増加分 3年目	KPI増加分 の累計
域内（4市町村）の 観光入込客数 【人】	5,246,742	0	30,000	60,000	90,000
域内観光消費額 【千円】	10,587,610	0	60,538.20	121,076.40	181,614.60
域内（4市町村）の インバウンド客数 (DMC利用者数)【人】	0	0	400	800	1,200
DMCによる産業支 援に伴い増加する雇 用者数【人】	0	0	10	20	30

※項目及び指標は広域によるもの

◎稼ぐ力を創出するスポーツと文化による地域活性化事業（平成30年3月計画認定）

■地域再生計画の作成主体：愛媛県及び県内20市町

■計画の概要

国においては、新たな視点によるスポーツ・文化の経済効果の評価が行われている一方、県内のスポーツ施設や文化会館等は住民のコミュニティ活動を中心とした利用に限定されていることが多く、スポーツ、文化を切り口にプロフィットを生み出す発想や取組みが不足してきたことから、県と県内全20市町が連携し、スポーツイベントを実施するとともに、文化芸術を通じた豊かな暮らしができる地域づくりに取り組むことで、雇用の確保を伴った定住・移住が進むような稼ぐ力を生み出し、地方創生に結び付ける。

付属資料

数値目標

	事業開始前	H30年度増加分 1年目	R1年度増加分 2年目	R2年度増加分 3年目	KPI増加分 の累計
社会減の減少数 【人】	3,247	400	400	400	1,200
県外からの移住者数 【人】	1,085	223	223	223	669
観光入込客数 【総数・千人】	26,999	387	387	388	1,162
観光客消費額 【億円】	1,125	24.4	24.4	24.4	73.2

※項目及び指標は広域によるもの

●更なる高みへ！自転車新文化の推進による愛媛の地方創生実現化事業（平成28年8月計画認定）

■地域再生計画の作成主体：愛媛県及び県内20市町

■計画の概要

ハコモノに頼らず、元々そこにある資源（自然）を活用し、世界 から人を呼び込めるコンテンツを創り出すため、愛媛県が推進するサイクリングを基本とした「自転車新文化」の取組みをオール愛媛体制で深化させる。

官民連携組織「愛媛県自転車新文化推進協会」による情報発信や、県外サイクリストの受け入れ体制を充実させ、サイクリストに人気のしまなみ海道を利用した国際サイクリング大会を開催する。また、国内外からの訪問者を増加させ、宿泊、飲食、体験の需要拡大による地域活性化につなげる。

数値目標

	事業開始前	H28年度 増加分 1年目	H29年度 増加分 2年目	H30年度 増加分 3年目	R1年度 増加分 4年目	R2年度 増加分 5年目	KPI 増加分の 累計
観光入込客数 【総数・千人】	27,085	383	383	383	809	809	2,769
観光消費額 【億円】	1,101	19.8	19.8	19.8	27.6	27.6	114.6
サイクリングガイド の養成人数【人】	—	20	20	20	20	20	100
台湾人延べ宿泊者 数【人泊】	—	—	—	—	8,700	12,000	20,700

※項目及び指標は広域によるもの



人がつどい まちが輝く

快適環境実感都市

第2期西条市総合計画 後期基本計画

第2期西条市 まち・ひと・しごと創生総合戦略
令和2年度～令和6年度

令和2年3月発行

編集・発行

西条市経営戦略部政策企画課

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地
TEL (0897) 56-5151 FAX (0897) 52-1200
<https://www.city.saijo.ehime.jp/>

